

## 「経営事項審査の手引き」の改正について

### 1 改正理由

令和6年度の建設業法等の改正および経営事項審査の事務取扱いに一部改正があったため、経営事項審査の手引きを改正する。

### 2 主な改正内容

- 「専任技術者」の名称を「営業所技術者等」に変更
- 常勤確認書類の取扱いを変更
- 確定申告書の押なつの廃止
- 提出書類・提示書類一覧に「『資本性借入金』該当証明書」を追加  
※資本性借入金を自己資本額に加算した場合